

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和8年7月6日

分任支出負担行為担当官
上川南部森林管理署長 三浦 康和

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙入札で参加することができるものとする。

- (1) 事業名 南富良野地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業
(管理型捕獲)(R7補正)
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 事業場所 空知郡南富良野町落合 上川南部森林管理署153ト林小班
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月12日（金曜日）まで

2 競争参加資格

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の事情がある場合に該当する。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』の『その他』においてA、B、CまたはDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて3の(2)の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9の(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

ア 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習等を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を受講していること。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

イ 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を受講していること。

ウ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

- ア 損害賠償保険
銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。
- イ 従事者傷害保険
死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 法人として当該事業と同様の捕獲（調査）方法による実績を有すること。

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業者向け）」及び「農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び確認資料の提出等

ア 受付期間 令和8年7月7日(火曜日)から令和8年7月23日(木曜日)まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 〒079-2401
空知郡南富良野町字幾寅
上川南部森林管理署 総務グループ 経理担当
電話 0167-52-2772
メールアドレス h_kamikawanambu@maff.go.jp

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 申請書及び確認資料は、入札説明書に示す様式により作成し、入札に参加を希望する者の代表者又はそれに代わる者がシステム又はイの場所に持参または郵便により提出するものとする。なお、郵便による場合は、イの場所に令和8年7月23日（木曜日）午後5時必着とする。

(3) (2)に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和8年7月24日（金曜日）までに連絡する。

(4) ア システムにより入札する場合

申請書及び確認資料を上記(2)アの期間内にシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。詳細は入札説明書による。

イ システムにより入札できない場合

申請書及び確認資料、別添「紙入札参加届」を上記(2)ア及びイに示す期間及び

場所に提出しなければならない。また、委任状がある場合は、当日の入札開始時刻10分前までに9の(2)に示す場所に提出しなければならない。なお、委任状提出時に本人確認を行うことがある。

4 入札の方法

- (1) 紙入札により入札する場合は、入札書に商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を明瞭に記載すること。
- (2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を掲載する場所及び日時

- (1) 掲載場所 北海道森林管理局のホームページ及びシステム上に入札公告の仕様書等
- (2) 日 時 令和8年7月6日(月曜日)から令和8年8月6日(木曜日)

※入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/sikaku_meibo.html

6 入札手続等

- (1) 担当部局

〒079-2401

空知郡南富良野町字幾寅

上川南部森林管理署 総務グループ 経理担当

電話 0167-52-2772

- (2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

ア 期間 令和8年7月7日(火曜日)から令和8年8月5日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 〒079-2401

空知郡南富良野町字幾寅

上川南部森林管理署 総務グループ 経理担当

電話 0167-52-2772

7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期限 令和8年7月7日(火曜日)から令和8年7月30日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 3の(2)のイに同じ

ウ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム又は郵送による(様式自由)。郵

送による場合は、受領期限必着とする。

- (2) (1) の質問に対する回答は、書面、電子メール及びシステムにより行う。また、(1) の質問に対する回答書の写しを、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

掲載期間 令和8年8月3日(月曜日) から令和8年8月5日(水曜日)

8 現場説明

現場説明は行わない。

9 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

- (1) システムにより入札する場合

ア 入札開始日 令和8年8月3日(月曜日) 午前 9時00分

イ 入札締切 令和8年8月6日(木曜日) 午前10時30分

締切後直ちに開札する。

- (2) 紙入札により入札する場合

ア 場 所 空知郡南富良野町字幾寅
上川南部森林管理署会議室

イ 日 時 令和8年8月6日(木曜日) 午前10時30分入札開始。

締切後直ちに開札する。

ウ 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

- (3) 郵便により入札する場合

郵便入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように、郵便(書留郵便に限る)で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

ア 日 時 令和8年8月5日(水曜日) 午後5時00分まで

イ 送付先 〒079-2401

空知郡南富良野町字幾寅

上川南部森林管理署 総務グループ 経理担当

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(物件番号・物件名)の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札(物件番号・物件名)の入札書在中」と記すこと。

※ 本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効

な入札を行ったものを落札者とする。

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び北海道森林管理局署等入札心得に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

13 契約にあたっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

14 その他

(1) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。

(2) システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の了承を得ることにより、紙入札に変更することができるものとする。

(3) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

(4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞発注者綱紀保持対策』

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。